

福岡医発第 1514 号 (地)

平成16年11月19日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



福岡県産業別最低賃金の改正について

標記の件につきまして、福岡労働局長より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、先に改正された「福岡県最低賃金」に引き続き、本年も「産業別最低賃金」が1時間 645円に改正された旨の通知となっております。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

また、内容に関するお問い合わせにつきましては下記へお願いいたします。

福岡労働局労働基準部賃金課 (TEL: 092-411-4578)

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



福岡労発基第291号
平成16年11月12日

福岡県医師会

殿

福岡労働局長
(公印省略)

福岡県産業別最低賃金の改正について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先に改正された「福岡県最低賃金」に引き続き、本年も「産業別最低賃金」が下記のとおり改正されます。

つきましては、同封の広報用ポスター、チラシ等につきまして貴所内に掲示いただく等、貴団体加盟事業場の皆様や来所の皆様への改正福岡県産業別最低賃金周知についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、ご参考までに記事例文を添付しておりますので、貴団体において広報誌を発行している場合は、当該記事を掲載していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

最低賃金名	1時間	効力発生日
福岡県最低賃金	645円	平成16.10.1
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	756円	平成16.12.10
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	734円	
輸送用機械器具製造業	750円	
百貨店、総合スーパー(※1)	711円	
自動車(新車)小売業	750円	
各種商品小売業(※2)	710円	平成14.12.10

※1 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金が新設されました。衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものをいいます。

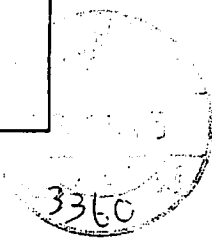
※2 各種商品小売業は、金額が改定されていません。

お問い合わせは

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

福岡労働局労働基準部賃金課 角谷(かどや)または坂田

TEL 092-411-4578 FAX 092-411-2633



記事例文

産業別最低賃金改正のお知らせ

福岡県産業別最低賃金が次のとおり改正されます。

記

最低賃金名	1時間	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	756円	平成 16.12.10
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	734円	
輸送用機械器具製造業	750円	
百貨店、総合スーパー（※1）	711円	
自動車（新車）小売業	750円	
各種商品小売業（※2）	710円	平成 14.12.10

※1 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金が新設されました。衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のものをいいます。

※2 各種商品小売業は、金額が改定されていません。

これらの産業別最低賃金に該当しない業種は、平成16年10月1日から改正されている福岡県最低賃金（時間額645円）が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金課（TEL 092-411-4578）

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

福岡県の最低賃金

福岡県最低賃金

1時間 **645円**

効力発生日
平成
16.10.1

下記の産業別最低賃金が
適用される労働者はその金額

産業別最低賃金	効力発生日	適用除外(「福岡県最低賃金」が適用されます)
製鉄業 製鋼・製鋼圧延業 鋼材製造業	1時間 756円 平成 16.12.10	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電気機械器具 情報通信機械器具 電子部品・デバイス製造業	1時間 734円 平成 16.12.10	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ.清掃又は片付けの業務 ロ.手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ)バリ取り、かえり取り又は銑ばり取りの業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ.手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給 又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 自転車・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。	1時間 750円 平成 16.12.10	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者
百貨店 総合スーパー 衣・食・住にわたる各種の商品を一括して小売りし、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判断できないものであって、常時雇用する労働者が50人以上の事業所	1時間 711円 平成 16.12.10 新設	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
各種商品小売業 衣・食・住にわたる各種の商品を一括して小売りし、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判断できないものであって、常時雇用する労働者が50人未満の事業所	1時間 710円 平成 14.12.10	
自動車(新車)小売業	1時間 750円 平成 16.12.10	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注)最低賃金には次の手当は算入されません。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時的賃金

事業主のみなさまへ

●社長さん あなたの義務です 労働保険

原則として労働者を一人でも雇っている事業主は、「労働保険」に加入することが法律で義務付けられています。また、事業主の委託を受けて事務を代行する「労働保険事務組合」制度もあります。

●仕事も、子育ても、もっと大切にできる社会へ(一般事業主行動計画を策定しましょう!)

●職場を支えるあの人の最低賃金だいじょうぶ?(百貨店、総合スーパー最低賃金为新設されました。)

福岡労働局・労働基準監督署

<http://www.fukuoka.plb.go.jp>